

北の地における「自力更生」と復興への模索
～昭和恐慌期油川町の経済更生運動～

弘前大学大学院 教育学研究科
教科教育専攻 社会科教育専修

13GP204 鈴木 康貴

<目次>

はじめに	3
第1章 昭和恐慌と農山漁村経済更生運動	5
第1節 恐慌・凶作の発生と対策の模索	
第2節 経済更生運動に関する先行研究の整理と分析	
第2章 農林省の政策としての農山漁村経済更生運動	11
第1節 「農山漁村経済更生計画ニ関スル農林省訓令」	
第2節 「農山漁村経済更生計画樹立方針」	
第1項 計画樹立と実行のための方針	
第2項 「農村」における経済更生計画樹立方針	
第3章 北の地における「自力更生」	17
第1節 油川沿革	
第2節 『自力更生運動計画案』の分析	
第1節 先行研究の分析と本章での方針	
第2項 油川町経済更生委員会の委員と組織	
第3項 「油川町更生運動要旨」と「自力更生方針」	
(1) 「油川町更生運動要旨」：国家主義的文言の有無	
(2) 「自力更生方針」：経済更生をメインとした計画の存在可能性	
第4項 生活改善第一の柱：「町民の実生活改善事項」	
(1) リーダーシップの発揚を目指して：「家長としての更生事項」「家族としての更生事項」	
(2) 個人としての女性の重視：「主婦としての更生事項」	
(3) その他の更生事項：「一家交際上の更生事項」「家業を執る上での更生事項」	
「其の他更生すべき事項」	
第5項 生活改善第二の柱：冠婚葬祭の更生	
第3節 油川町『自力更生運動計画案』の性格	
第4章 今後の課題として	35
おわりに	37

はじめに

漠然としたものではあるが、“歴史”という分野の中で以前から興味を持っていたのは近代史、特に昭和戦前期だった。

教育実習では幸運にも大正デモクラシーから第二次世界大戦の勃発までを担当した。また、卒業論文では「アジア・太平洋戦争～日米開戦回避と早期終結の可能性の研究～」というタイトルで作成した。その中では、副題にもある通り、あの戦争を避けることができなかったのか、そしてもっと早く終わらせることはできなかったのかを自分なりに追求したつもりである。

教育実習においても、卒業論文においても、自分の興味のある時代ではあるものの知らないことばかりだということを感じさせられた。特に、卒業論文はさまざまな文献に触れ、先行研究をまとめるにとどまってしまうように感じていた。また、あくまでも通史的な内容で、自分の出身地に関する研究をする同期の様子を横目に、今思えば「自分も地域史を取り入れた内容に取り組みよかった」という後悔にも似た思いがどこかにあったような気がする。

大学卒業後の進路がなかなか決められない中で、運よく大学院に進むことができた私は、「興味を持っていた近代史を深める」ことと、「地域を取り入れた内容を研究すること」を真っ先に考えた。

東北や出身地である青森と昭和戦前期を合わせてさまざまな研究に触れる中で、昭和恐慌の時代がカギになると感じた。歴史の教科書でも、数少ない東北が出てくる部分でもある。昭和恐慌、そして東北の場合は同時に発生した凶作もあいまって、苦しい生活を強いられた。そして、日本全体が戦争に突入する。そこで描かれる東北の姿は、訪れた困難にただあえぎ時代が変化するなかで戦争に入り込んでしまう姿であるように思われた。

「果たして東北の人々はそれほど無力な存在だったのか？」そのような思いがふつふつと湧いてくる。そのように感じたとき、この時代の東北の人々が生きた姿を描きたいという道が見えた。この点が、本論文で描きたいテーマである。

そして、それを見るときに「農山漁村経済更生運動」という政策が浮かび上がってきた。詳細については本文で論じているが、一般的には、「自力更生」をスローガンとし、昭和恐慌による農村疲弊とそれに続く小作争議の激化の状況に対し、農林省が農村再編を意図して行われたものとされている。それだけではなく、この政策は、農村再編の裏で国民統合を図り、戦時体制の地ならしと国民の取り込みをめざしたものとされている。特に、後半の戦争とのつながりの部分が強調され、右翼的な運動と目されている。

しかし、農村が疲弊し生存が脅かされる状況の中で、そこに住む人々が何もせずにただ戦争に動員される存在だったとするのは早計に過ぎるように思う。そこには、自分たちの生存

ために、そして疲弊した地域の再生のために尽力した人々がいたはずである。

そこで、先述の通り東北の人々が生きた姿を描くために、この「農山漁村経済更生運動」という政策自体の性格を検討すること（主に第2章）、そして、その政策の下で実際に樹立された、地域の経済更生計画をベースに、それぞれの地域がどのような地域のあり方を構想し、行動していったのか（主に第3章）を分析する。

第1章 昭和恐慌と農山漁村経済更生運動

第1節 恐慌・凶作の発生と対策の模索

1929（昭和4）年、アメリカに端を発した世界恐慌は、翌年には日本にも波及し「昭和恐慌」と呼ばれる深刻な状況に陥った。経済不況の影響は都市のみならず、農村にも大打撃を与えた。特に農産物価格の下落は著しく、青森県の場合、1919（大正8）年を100とすると、1931（昭和6）年には米と小麦が39、繭が25という惨憺たる状況だった¹。また、東北地方では昭和6、9、10年と冷害による凶作が追い打ちをかけ、この3年間の青森県の平均作況指数は46.3であった²。青森県をはじめとする東北地方の農村は、昭和初期には経済不況と凶作の板挟みにあい、生活は困窮していったのである。

この状況はメディアを通して全国に伝えられた。また、1932（昭和7）年5月に発生した五・一五事件が、このような農村の状況を背景としていたことと合わせて、中央でも農村救済のための請願運動が活発に行われた。農村窮乏の深刻度を示すように、この救済運動の実施主体はさまざまで、主に「系統農会」「町村長会」「町村民大会」「その他農民の動き」「農本主義者を指導者とする農村モラトリアム運動」「無産政党」など、それぞれのレベルで展開されていた³。

政府はこれに対応すべく、第62臨時議会（6月）および第63臨時議会（8月、「時局匡救議会」または「救農議会」と呼ばれる）では農村救済問題に議論が集中した。この時期にその後の農政を方向付ける政策が展開されていくが、その中の一つの方針として時局匡急事業が展開された。この事業は2つの政策を柱としている。予算の大部分を占めるのは、「救農土木事業」である。インフラ整備と貧農の雇用を目的として行われたが、雇用に関しては、一時的かつわずかの賃金を得る事にしかならず、応急的な対策以上のものではなかった。また、「事業そのものは無計画で、道路が村はずれで行き止りになっていたり、半分掘りかけの用水路が残骸をさらすというようなことが多かった」⁴という指摘もあるように、政策としては十分な効果を上げることはできなかった。

そして、本論文で問題とする「農山漁村経済更生運動」（以下、経済更生運動）がもう一方の政策的支柱となって登場する。この経済更生運動は「自力更生運動」とも呼ばれるように、理念としては各市町村やそこに住む人々の力に依拠することで農村を再生しようと考えたものである。

このような運動の性格から、国家主義的な精神運動として描かれ、イメージされがちだが、必ずしもその側面だけではない。それは、この自力更生はそもそも農林省が発案したものであったわけではなく、兵庫県農会により自発的に進められていた「農村農家自力更生運動」を、

当時の農林省官僚であった小平権一らが全国的な施策として展開したものである。このような運動の性格に関して、当時農林技官として経済更生運動を推進するために全国を回っていた竹山祐太郎氏は、「農民みずからの発意で自力更生運動として起った運動を、政府の主唱する運動として取り上げるのであるから、まさか農民に向って「自力更生」というお説教をするような云い方はできない」⁵と述べており、ここからも経済更生運動の開始当初は、必ずしも上からの統制一辺倒でなかったことが明らかである。なお、この点に関しては本論文全体を通して検討していきたい。

経済更生運動の詳細な目標については次章で詳細を見ていくこととするが、大まかな政策的特徴について言及しておきたい。

第一の特徴は、産業組合の設立・拡充である。各地に産業組合を設立し、その下に町村や部落内において具体的に政策を実行する農事実行組合を組織・指導することで、経済的組織化や経済の合理化を図ろうとした。この産業組合設立による経済的組織化・合理化が、経済更生運動における最大の課題であった。また、同時に増加を続ける農村負債の整理のために、各地に負債整理組合を設立するなどの組織化も進められた。

第二の特徴は、経済更生運動の中心的な担い手となる人物の養成である。それは一般に、町村レベルでは「中心人物」、その中心人物の意図や活動を受けて部落レベルで経済更生運動を実践する人物は「中堅人物」と呼ばれている。中心人物で最も多かったのは町村長や助役等の役場関係者である。次に多かったのは町村の農会関係の役職についていた人物であった。役場関係者と農会関係者で7割以上を占めていた。また、中心人物に選定されるにあたって農林省が重視したのは「名望」よりも実務能力や統率力だったという。このことから、経済更生運動が単なる精神運動というわけではなく、実行を重視したものだということができる。一方、中堅人物には自小作・小作中農層で、一定程度の学力を有する青年層が多かった⁶。

第三の特徴は、農民自身の力に依拠すること、つまり「自力更生」の考え方を中心に据えていることである。このことが、経済更生運動が「精神運動的」「内実の貧困性」という評価につながってしまっているきらいがある。

第2節 経済更生運動に関する先行研究の整理と分析

森氏は、それまでの経済更生運動に関する研究の流れを2つに分類している⁷。一つは、「更生運動＝精神運動論」、もう一つは「官僚的支配による共同体的秩序の再編利用論」である。森氏は前者に対しては「表面的な運動形態論に終わっている」、後者に対しては、特に代表的な研究者である石田雄に対して、「基本的には戦前社会を静態的な封建性一色です

べて塗りつぶして」おり、「戦前（＝非合理・前近代）と戦後（＝合理・近代）を一面的に断絶としてとらえている」と指摘している。

また、森氏は「経済更生運動」を2つの時期に区分している⁸。この時期区分については【表 1-1】にまとめている。

表 1-1 森武麿氏による農山漁村経済更生運動の時期区分

	第 1 期（農業恐慌期）	第 2 期（戦時体制期）
時 期	1932 年 9 月（経済更生部の設置） ↓ 1938 年 12 月（農村経済更生中央委員会の解散）	1938 年 12 月（農林計画委員会の設立） ↓ 1945 年 8 月（敗戦）
特 徴	・農家経営生活の維持安定が中心課題 ・官僚的農業諸制度（産業組合、農事実行組合）の整備	・増産、肥料配給、資材統制、労働力供出などで中央集権的な戦時経済統制機構の一環

森氏はこの2期に区分したうえで、第1期に対して「農村安定」をめざした直截的な恐慌への対応という一時的応急的な性格が強く、そのため「農民救済」を掲げたいちじるしい精神主義的傾向を特徴とする。つまり、「自力更生」のスローガンどおり、農民の下からの自発性をもっとも喚起された段階であった」、そして、第2期に対して、「更生運動は一時的恐慌対策という性格を脱し、上からの強制的な国家総動員体制の一環に転化せしめられていく」とそれぞれ区分している。本論文では、第3章で検討する経済更生計画が第1期に作成されたものなので、主に焦点となる時期は第1期に該当する。

検討するにあたって私の立場として明確にしておきたいことが一つある。それは、経済更生運動が最終的には総力戦体制の基盤を作り、それを強固なものにした役割を否定するものではないということである。

その点を十分に理解したうえで、この政策を、単純にイデオロギー的に評価してしまうのではなく、たとえ全体的な傾向として右翼的な運動であっても、人々が生存したり、地域が存続したりするための行動や、それを計画する余地があり、その余地の中で人々が生きていたことを示したいのである。この点が、本論文で最も明らかにしていきたいことであり、それが本論文の意義だと考えている。

また、ネットの世界で「ウヨク」「サヨク」と互いを批判することがよく見られる現代に

において、単純にその二者択一で社会は描き切れないということを示唆してくれるのが、この経済更生運動には含まれているように感じる。

森氏の研究や時期区分は非常に詳細に組み立てられており、「経済更生運動」の研究としての一定の地位を確立している。私自身も、本論文を作成するにあたっての基本的な考え方は、森氏の説に立脚しながら展開している。

しかしながら、その中で2点あらためて考えなければならないことがある。

第1に、経済更生運動の第1期を「一時的応急的」な政策としてしまってよいのかということである。先述の通り、農村の疲弊に対して、救農土木事業と経済更生運動の2つの柱で対応を図っている。救農土木事業の中で工事が中途半端で終わった事例がある一因として、そのための予算が1932~34年の3年しかつけれられていないことが挙げられる。その背景には、軍事関連費が膨張を続けたことで予算が縮小され最終的には打ち切られてしまったということがある。つまり、農村の疲弊対策のなかで「一時的応急的」な政策は、救農土木事業であったと言える。

時代背景を考えれば、大きな予算をつけての対策が長くは続かないことを農林省の官僚たちは容易に想像できたであろう。だからこそ、大きな予算をつけずに継続できる政策として経済更生運動が立ち上がってきたのだろう。岡田知弘氏によっても指摘されている⁹ことではあるが、経済更生運動の性格は、「一時的応急的」な救農土木事業を補完するための恒久的な政策として位置づけるほうがより自然だと考えられる。

またそれは、単に経済的側面のみではなく、農民たちの「自力更生」という思想が、地域が農村疲弊から復興していく基盤となることを見据えたものであったとも考えられるだろう。

なお、ここで経済更生運動の予算に関連した内容に触れておく。

運動の開始当初から毎年1000町村を目標に経済更生指定町村に指定している。1932~34年度までで全国町村数の40%ほど、1940年までには81%にあたる9153町村が指定町村になっている。指定町村になると100円の補助金を受けることになるが、この程度の資金では、困窮を打開するほどの金額にはならない。あくまでも計画作成やそのための調査等にかかる費用程度のものであろう。

また、農林省は1936年からは特別助成を開始し、指定町村の一部に5000円~15000円の助成金と15000円程度の低利融資を開始した¹⁰。こちらの方は金額的に大きかったのですが、助成を受けた町村にとっては大きな意味のあるものだった。しかし、予算の関係上、全国町村数の約14%にあたる1595町村に過ぎなかった。したがって、やはり経済更生運動は多くの町村にとって予算を使う政策ではなく、大規模な予算が不足している部分をどのように補完していくかを考える意味合いの強い政策だったということができる。

第 2 に、経済更生運動の国家総動員体制の一環としての性格である。森氏は時期区分の中で、第 1 期については自力更生としての性格を重視し、第 2 期で国家総動員体制の準備ということを重視している。この区分に関しては私も同様に考えている。

しかしながら、論文の結論部分では、「1930 年代の農村経済更生運動の歴史的役割は、農業生産力拡充を一環とする総力戦体制への準備・地ならしを果たすことであった」¹¹としている。やはり、国家総動員体制のための経済更生運動という整理であり、それまでの自力更生が重視された時代が見えづらくなってしまっているように感じる。

もちろん、最終的には経済更生運動が地方の統制を推進する役割を果たしてしまっことは間違いない。しかし、運動の最初からその性格が強いかと言われると疑問が残る。この点に関しては、第 3 章で経済更生計画を分析するなかで明らかにしていく。結論から言えば経済更生運動の持つ統制的な性格は、日中戦争の深刻化やアジア・太平洋戦争が現実味を帯びていく中で強まっていったと考えるのが自然であり、当初は森氏自身も指摘しているように、農村救済を掲げて農民の自発性を軸にしてそれを達成しようとしたものであると考える。

また、楠本雅弘氏も時期区分をおこなっている。第 I 期は昭和 7 年～10 年の「組織整備段階」、第 II 期は昭和 11 年～13 年の「特別助成による本格的展開の段階」、第 III 期は昭和 14 年～15 年の「戦時体制への再編・変質段階」という 3 つの時期区分¹²である。

森氏と楠本氏の時期区分には、この政策の終点の違いなどはあるが、基本的には戦時体制色が最初からあったわけではなく、徐々に進行していったという見方では共通するものがある。特に楠本氏は第 I 期を「長い助走期間」と表現し、その期間に「市町村段階における計画作り、組織づくり」がおこなわれ、「自力更生」のスローガンのもとでさまざまな話し合いの会合や精神作興運動が展開された¹³と評価している。

このように、やはり経済更生運動の初期段階は運動全体の中で、最も自力更生が意識されていた時代であり、そのなかで計画を立てた市町村は自らの行く末を真剣に考えることができた時期であるといえる。だからこそ、その前半期に今まで以上に焦点を当て、この政策が有していた性格や、その中で生きた人々の様子を描いていく必要がある。そうでなければ、昭和恐慌期に生きた人々がただただ時局に流され、追従した人々だというイメージを脱しえない。

1 小岩信竹ほか編『青森県の百年』p142、山川出版社、1987 年

2 青森市史編集委員会『新青森市史 通史編第 3 巻』p495、2014 年

3 安富邦雄『昭和恐慌期救農政策史論』p 170-p175

4 中村隆英『昭和史 I』p167、東洋経済新報社、1993 年

5 竹山祐太郎「農山漁村経済更生運動の経過」、全国農地保有合理化協会『農村経済更生運動—その歴史と意義—』p3-4、1990 年。なお、この資料は竹山氏の証言等を編集したものである。

-
- 6 大門正克『近代日本と農村社会—農民世界の変容と国家—』p310-316、日本経済評論社、1994年
 - 7 森武麿「日本ファシズムの形成と農村経済更生運動」、『歴史学研究』別冊特集 p135-136、青木書店、1971年
 - 8 同 p140
 - 9 岡田知弘「経済更生運動と農村経済の再編—時局匡救事業と農村開発—」、京都大学経済学会『経済叢論』第129巻第6号 p409、1982年
 - 10 前掲、大門 p332
 - 11 前掲、森 p151
 - 12 楠本雅弘「戦後の農政と農村経済更生運動」、全国農地保有合理化協会『農村経済更生運動—その歴史と意義—』p399
 - 13 同 p403

第2章 農林省の政策としての農山漁村経済更生運動

各市町村が経済更生計画を作成するにあたって基礎になったのが、1932（昭和7）年10月に農林大臣後藤文夫の名で出された「農山漁村経済更生計画ニ関スル農林省訓令（以下、「農林省訓令）」¹⁴【資料2-1】と、同年12月に農林省が示した「農山漁村経済更生計画樹立方針（以下、「樹立方針）」¹⁵である。本章では、この2つの内容を分析することで農林省が意図した経済更生運動とはどのような性格をもった政策だったのかを明らかにしたい。

第1節 「農山漁村経済更生計画ニ関スル農林省訓令」

まず、前者の「農林省訓令」についてである【資料2-1】。この中では、農村疲弊の現状と経済更生運動を実施する趣旨が示されている。あくまで訓令であり、分量としてはわずか20行程度の文章ではあるが、経済更生運動が国や農林省の政策として具体的な性格を表した起点となるものである。

本章第2節で検討する「樹立方針」の冒頭では、「農山漁村ノ経済更生計画ニ関スル根本方針ニ付テハ昭和七年十月六日附農林省訓令第二号ヲ以テ一般ニ公示セル」と位置づけられている。つまり、全体的な基本方針としての「農林省訓令」、それを受けた具体的方針としての「樹立方針」、さらにそれを受けて作成された具体的実行策としての各町村の経済更生計画という関係になる。また、この「農林省訓令」の中では主要な事項として、「農業経営の基本的要素の整備活用」「生産販売購買の統制」「金融の改善」「産業組合の刷新普及」「産業諸団体の連絡統制」「備荒共済施設の充実」が挙げられている。

この「農林省訓令」の特徴として確認できることは3点ある。

第1に、経済更生運動の目的があくまで農村の疲弊への対策だということである。冒頭の文章を抜粋すると、「農山漁村疲弊ノ現状ニ鑑ミ其ノ不況ヲ匡救シ産業ノ振ヲ図リテ民心ノ安定ヲ策シ進デ農山漁村ノ更生ニ努ムルハ刻下緊急ノ要務タリ」とある。時代としては満州事変中であり、もし目的が戦時体制の準備にあるのだとすれば、対外関係にもっと触れるような言葉、この政策がひいては日本を軍事的な勝利に導くことになるような表現が出てきてもよさそうなものである。

しかし、抜粋した文章の中にも、その後の文章の中にも戦争を想起させるような言葉はほとんどが出てこない。「固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ノ活用」「統制」「精神教化運動トノ連絡協調」などの言葉は出てくるが、文脈から考えても農山漁村の更生のために必要なもの

として登場したと読むのが妥当だろう。

何度も言うように、のちに精神的運動の側面が戦時体制に取り込まれていくことは明らかであるが、この時点では先行研究が示すほど戦時体制の基盤づくりという側面はあまり出てきていない。

第2に、農村の自力更生を促していることである。農村疲弊の要因を「経済界ノ異常ナル不況ノミナラズ深く農村経済ノ経営及根柢ニ横ハルモノアル」とし、そのうえで「農山漁家ノ自醒」を促している。「自奮更生」という言葉も出てきており、この運動において自力更生の考え方が基礎になっていることが確認できる。

第3に、この経済更生運動は、それ以前の国の農村政策や各町村で実行されていた対策をさらに推進するもの、そして恒久的な対策にするものとして位置づけられていることである。「農林省訓令」の中で、「政府ハ曩ニ之ガ救済ニ関スル応急的匡救策ヲ立テ今ヤ其ノ実行ニ付キ最善ノ努力ヲ竭シツツアリト雖」という一文がある。前章で見た昭和恐慌への対策としての救農土木事業の予算は3年で打ち切られた応急的なものである。しかし、当然のことながら3年の予算だけで回復するほど簡単なものではなく、それを認識した中で、取り組み始めた昭和恐慌・農村疲弊対策を進めていく恒久的なものとして位置づけられていることが確認できる。

第2節 「農山漁村経済更生計画樹立方針」

第1項 計画樹立と実行のための方針

本章第1節で検討した根本方針である「農林省訓令」に基づき、各町村が計画を樹立・実行していくためのより具体的な方針として「樹立方針」が示された。

まず、冒頭の趣旨を示している部分について検討する。

「農山漁村ノ経済更生計画ハ永年ニ亘リテ其ノ効果ヲ治ムベキモノナル」と書かれており、経済更生運動が恒久的な政策としての意図をもって始められたことがあらためて確認される。

また、「樹立方針」は後に見るように、後半部で町村のタイプを農村、山村、漁村にわけて方針や実行項目について示されている。そして、それをベースに計画樹立を進めていくようになっているが、単純にその枠組みに従って画一的に計画を進めることを意図してはい

ない。その点も趣旨から読み取ることができる。やや引用が長くなるが、「農村、山村、漁村ニ分チ其ノ綱要ヲ示シタルモノナルモ其ノ間共通ノ事項少カラズ又同一町村内ニ農業、林業、漁業ノ併存スルモノアリ或ハ商工業ノ存スルモノアルヲ以テ個々ノ町村ニ就キ具体的ニ立案スルニ当リテハ本方針ノ各項目ニ亙リ取捨、組合セ其ノ宜キヲ得農山漁村ノ実情ニ即シ町村全般ニ亙リ最モ適切ナル経済更生計画ヲ樹立実行スルコトヲ要ス」とある。計画の立案・実行において各町村の自由度を一定程度保障するとともに、本当に効果を上げるためにはそれが必要であることを農林省や担当官僚が自覚していた様子がうかがえる。

続いて「農山漁村経済更生計画樹立実行及指導ノ機関並ニ計画樹立実行ノ順序方法」の部分について検討する。この項目はさらに「経済更生計画樹立ノ順序方法」と「経済更生計画実行ノ方法」に分かれ、一般的な計画のための組織づくりや実行方法等のアウトラインが示されている。

「経済更生計画樹立ノ順序方法」は（一）～（七）までの全7項目示されている。この中では、計画樹立にあたって戸別の調査を行うことの重要性が示されている。各戸からの申告などの方法で「農山漁家ノ経済事情ノ実際ヲ明瞭ナラシムル」とともに、「公簿其ノ他各般ノ統計資料ヲ収集シ戸別調査ト照合シ当該農山漁村ノ経済事情ノ実情ヲ究ムルコト」【項目（一）】を求めている。このように調査について言及しているのは、単なる手順を示すためという目的だけではなく、より効果的に、そして効率よく計画を実行することを強く意識したためであろう。その背景には既述のとおり、救農土木事業の成果の反省があると思われる。資金を投入しておこなったにもかかわらず、計画を完遂できない事例が発生し効果を上げられていないことに加えて、軍事費が膨張するなかで今後予算が縮小されていくであろうことは政策を担当しているものであれば容易に予期することはできる。そのことが、経済更生運動を効果的・効率的な政策にしようとする力を注いだ要因であり、戸別調査を強調したのはそのことのあらわれだとみることができる。

一方で、「慎重ニ事ニ当ルヲ要スベキハ勿論ナルモ経済更生計画ハ実行ヲ主眼トシテ樹立スベキモノナルヲ以テ調査徒ニ詳細ニ過ギ重点ヲ失シ之ガ為実行ノ遅延ヲ来スガ如キコト無カラシムルヲ要ス」【項目（五）】と、詳細な計画を立てることに集中するあまり計画倒れにならないようにすることの配慮もしている。項目（一）と項目（五）は決して背反するものではなく、この2つを意識的に行うことが、実行的な政策としての第一歩だと位置づけていたのである

次に「経済更生計画実行ノ順序方法」についてである。ここでは項目（一）～（四）までの4項目である。

ここで強調されているのは、計画のブラッシュアップに関することである。「時々行政庁、上級団体等ノ指導批判ヲ求メ他ノ町村ニ於ケル経済更生計画及其ノ実行ト対照スル等ノ方

法に依り経済更生計画ノ徹底ヲ期スル】【項目（三）】や、「計画通り実行セラレザル事項ニ付テハ更ニ一段ノ督励ヲ加ヘ実行ノ結果不適當ト認ムル事項ハ計画ノ改訂ヲ為シ以テ経済更生計画実行ノ完璧ヲ期スルコト」を求めている。これもやはり各市町村の計画を効果的なものにするために示されたものだとみることができる。

なお、計画の見直しは実際に行われていたようである。例えば、山梨県北巨摩郡武川村¹⁶の事例には、昭和8年度に計画されたものにつけて、昭和10年度に樹立された再計画も記載されている。

「経済更生計画実行ノ順序方法」は「経済更生計画樹立ノ順序方法」ほど詳細な指示は示されていない。もちろん、各町村が樹立した計画の内容によって実行方法が変わってくるため、あまり詳細なことを書けないということもあるだろうが、それだけでなく、あえて詳細にすぎないようにしている側面もあると考えられる。それは、計画を効果的に実行するためには、実行する主体（各町村の住民）が自ら行動できる幅をもって活動することが必要だということなのではないだろうか。

ここまで見てきた、各自治体の実情に即して計画を樹立することや、計画の実行に自由度をもたせることは地域の活動を活発にしておくためになくしてはならないということを示唆してくれているように思う。地域の活性化は永遠に続く課題であり、もちろん現在でも大きな課題である。さらに、東日本大震災の被災地域では「復興」や「活性化」がより切実に求められている現状である。現状を鑑みても、この示唆を改めて認識し、地域行政をバックアップできるように国の施策を講じていくことが必要なのだろう。

第2項 「農村」における経済更生計画樹立方針

既述のとおり、このあとには、農村、山村、漁村の経済更生計画樹立方針が示されている。第3章で検討する油川町は基本的に農村の性格をもった地域なので、本項では「農村経済更生計画樹立方針」について検討する。

ここでも強調されているのは、「農村経済更生計画樹立ニ当リテハ農業ノ特異性及地方的事情ヲ充分考慮」「農村ノ経済更生計画ハ以上ノ諸点ヲ始メ其ノ他農業ノ現状ニ十分留意シ左ノ綱要ニ依リ地方ノ実情ヲ能ク考察シ…（中略）…当該農村ニ最モ適切ナル計画ヲ樹テ徹底的ニ実行スルコト」など、地方の実情に即した計画を樹立することと、実行を意識したものである。

では、具体的な改善の重点はどこにあるのか。示されている重点は、「一、土地分配ノ整

備及土地利用ノ合理化」「二、農村金融ノ改善」「三、労力利用ノ合理化」「四、農業経営組織ノ改善」「五、生産費其ノ他ノ経営費ノ軽減」「六、生産方法ノ改良及生産ノ統制」「七、生産物販売ノ統制」「八、農業経営用品ノ配給統制」「九、農家経済ノ改善」「十、各種災害ノ防止施設、共済積立、備荒貯蓄等各種貯金ノ充実普及」「十一、農村ニ於ケル各種団体ノ連絡活動促進」「十二、農村教育、衛生、生活改善其ノ他ニ関スル農村諸施設ノ改善」の12項目が列挙されている。さらに、それぞれの項目の後により具体的な改善の内容が列挙されている。

いま列挙した重点を見ると、農業経営や生産、販売等に関するもの（重点四・五・六・七・八）とそれを支えるもの（重点一・二・三）が大半を占めており、経済更生運動の眼目がその名の通り、農村経済全体の改善に置かれていたことがわかる。

一方、次章で検討する油川町の経済更生計画は、農村全体の更生よりは、農家各戸の家計や生活改善に比重がかかっている。その点に直接かかわる部分は、「九、農家経済ノ改善」である。その中には具体的な実行項目として、「(一) 生活用品ノ自給」「(二) 生活用品ノ生産及配給ノ共同化」「(三) 共同設備ノ普及充実」「(四) 農業収入ノ平均化」「(五) 金融ノ改善、貯金ノ励行及負債ノ整理」「(六) 農家収支ノ均衡及予算生活ノ実行」「(七) 諸負債ノ適正」「(八) 冗費ノ防止」の8項目が示されている。

特に油川町の場合は支出を除くための目標が書かれているため、項目(八)が直接かかわってくる。しかし、その内容の部分には「因襲ヲ改メ無用ノ支出ヲ省キ生活改善ニ努ムルコト」という非常に観念的な記述にとどまっており、経済更生運動全体の中で生活改善や、日常生活の中での冗費の防止はさほど重視されていないと言える。

この点を理解した上で、油川町の計画を見てみると、全体的な方針と比べてどれほどその点を重視していたかがわかる。また、その温度差からは、全体の政策的に重視されていない部分であっても、地域の実情によっては計画の重点にすることが可能であったことがわかる。

ここまで「農林省訓令」と「樹立方針」をもとに経済更生運動の性格を明らかにしようと試みてきた。これまでの分析から言えることは、①実行を第一に考え、さらにそれは②効果的・効率的になるように意識され、③計画の樹立や実行に際しては地域の実情を考慮できる余地のある政策だったということである。この点を指摘し本章を締めくくる。

14 農林省訓令第二号「農山漁村経済更生計画ニ関スル件」（1932年10月6日）

URL : <http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1914791>

15 農林省『農山漁村経済更生計画樹立方針』（1932年）

URL : <http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1914791>

なお、上記注釈1の「農林省訓令」もこの資料に掲載されている。これらの資料は入手

するのが困難だったため、〈国立国会図書館近代デジタルライブラリー〉を利用した。
上に示した URL に、これらの資料が掲載されている。

- ¹⁶ 農林省経済更生部『全国優良更生農村 経済更生計画及其実行状況—山梨県北巨摩郡武川村事例—』、1936年

第3章 北の地における「自力更生」

前章で検討した農林省の基本的な方針をもとに、各地で計画を樹立し経済更生運動が展開されていく。

本章では、ここまで検討してきた経済更生運動について、当時実際に作成された経済更生計画に即して苦難の時代に地域がどのように生存をめざしていったのか、どのような地域の形をめざしたのかを描いていきたい。ここでは、青森県東津軽郡油川町（現青森市）で作成された『昭和八年二月協定自力更生運動計画案』（青森市史編さん室所蔵、以下『自力更生運動計画案』）を分析の対象とする。その際、様々な地域の経済更生計画と比較しながら検討を進めることで、油川町における経済更生運動の特徴を示していきたい。なお、この『自力更生運動計画案』については、原資料をもとに筆者が作成したものを添付資料 B として添付している。

第1節 油川沿革

まず、油川町について簡単に整理しておきたい¹⁷。

油川は鎌倉時代以降、外ヶ浜の港町として栄えており、また羽州街道と松前街道がつながる陸上交通のかなめの位置にある町であった。江戸時代には外ヶ浜地域の中心地として湊番所や代官所が置かれるなど、地域行政の中心地としての役割も見られるようになる。

外ヶ浜地域の良港を作り江戸に廻航しようと考えた津軽信枚は、江戸幕府にその旨を願い出て、1625（寛永2）年5月15日にその許可を得た。当時、油川は外ヶ浜第一の港として近海の船が集まり活況を呈していた。青森が開港する以前は、陸奥湾内に入港した船は油川港に入港し、荷物の積み降ろしがおこなわれていたようである。港は遠浅で大船を入れるには適していなかったため、新たな港の場所の選定が模索されることになる。

その結果、善知鳥村の沖合の水深が深く、大船の入港・停泊が可能であるということが確かめられたため、新たな開港場所として選定された。これが、青森港の始まりである。

青森開港の着手にあたって、担当した外ヶ浜奉行森山彌七郎に出された御条目には、「一、外濱中商人船賣買於當村可致之事」「一、町人之義者高岡之町並タルベキ事、附月々六度市相立可申事」と書かれ、商人の船売買は青森に限られ、青森の町人を弘前の町人と同格とするなど、種々の便宜を図り、藩は青森の発展を策した。1629（寛永6）年11月13日には、それをさらに発展させるべく、“定”が出され、そこには「一、船大小に不依青森着商事可

仕候」とあり、その様子うかがえる。

青森を発展させるという藩の方針と軌を一にするように、油川の繁華は次第に青森に奪われるようになったが、それまで長年外ヶ浜第一の港としての蓄積があった油川がすぐに衰えることはなく、青森の町の勢いがそれを超えるにはしばらく時間がかかったようである。

それを示すように、商港としての役割を奪われた青森に奪われた油川ではあったが、従来からの取引等の関係から、そのつながりを継続した船の出入りが多数あったため、青森商人からは油川の絶対鎖港の請願がなされている。この請願は全部で4回（1697年・1737年・1745年・1763年）にわたってなされており、油川の勢いを感じさせる。

これらの事実からは、油川が外ヶ浜地域の中で交通の要所に位置し、経済的にも重要な地位を占めていたこと、それが青森開港によって徐々に衰退していくがすぐには下降しなかったということが確認できる。現在の油川は青森市の大字の一部となり、その存在感を感じる機会はほとんどないため、驚かされる。

時代が江戸から明治へと移るなかで、地方の諸制度も変化していく。

明治の初期のころの油川町の商工業の営業者数を表にして示す【表 3-1】。荒物屋、干魚屋、魚売の順に多く、その他にもさまざまな商工業が営まれていた様子うかがえる。明治時代に入っても、旧来の油川の繁栄の名残を感じさせる。

表 3-1 1873 年（明治 6）の営業者調べ（『油川町の歴史』より作成）

業種	軒数	業種	軒数	業種	軒数
荒物屋	30	木挽	7	造酒屋	2
干魚屋	22	豆腐屋	7	質屋	2
魚売	17	搗屋	6	蕎麦屋	2
酒小売	15	味噌屋	6	湯屋	2
菓子屋	12	飴屋	5	提灯張	1
馬問屋	11	桶屋	5	付木突	1
木綿屋	9	船問屋	4	馬喰	1
室屋	9	旅籠屋	3	酢屋	1
大工	7	鍛冶屋	3		

そのようなおり、油川をさらに衰退させるような事業が計画・着工される。1870（明治3）年に新城村と青森を結ぶ道路が新設されたことである。

それまで、城下町弘前と青森市を結ぶルートは油川を経由していくものだった。したがって、物資の運搬など人通りが多く、それが油川の経済を支える一つの要因になっていた。しかし、新道開通によって油川を通らずとも弘前と青森を結ぶことができるようになってしまったため、人通りが大幅に減少したとされており、経済が衰退していくことになる。

新道建設の計画に際して、油川の住民たちはそのことを危惧し藩に対し中止を求めるよう請願をしたり、中には新城川に架かる橋を壊して計画を中止させようとしたりしたものもいたようである。その甲斐なく、願いは聞き入れられることはなかった。

油川は港としての役割とともに、陸路交通の面でもその機能を奪われ、それに伴う経済効果も奪われることになったのである。

1889（明治22）年の大日本帝国憲法発布と同時に市町村制も実施され、東津軽郡油川村、羽白村を合わせて青森県東津軽郡油川村となった。

村がしだいに衰退していく中でも、新たな道に活路を見出そうとした人々もいた。特に、油川の漁師や網元たちの中には、陸奥湾から外に目を向け、津軽海峡から太平洋や日本海、さらには北洋の海へ出漁する人々もあらわれた。そこでは地元で消費する鮮魚だけではなく、干物に加工して遠方へ出荷する業者もいたようである。

大正期に入り、1919（大正8）年に、油川村は町制を施行し、「油川町」へと名称が変更された。町制施行の目的としては、これまでの状況から油川の商況が大きな打撃を受け、さまざまな業種に影響が出ていたことに対して、それを復活させるカンフル剤という意味があった。

油川が町制をめざしたのはこのときが初めてではない。1906（明治39）年には、村会で町制施行の出願が許可され、その後稟請されている。このときには、古くから油川の港の別称であった「大浜港」にちなんで、「大浜町」との名称に変更しようと試みている。しかし、このときには町制施行が認められることはなかった。

現在も青森市の一部となっているため、あまり油川町を意識する機会はないが、青森開港以前には重要な地域であったことは注目に値する。また、戦前に青森市に合併されてしまった町村の中で町制を敷いていたのは油川しかなかったこと（1939年に青森市に合併）や、そもそも町制施行に積極的な姿勢を見せたこと、さらには1938年には飛行場を誘致して町の発展を図ろうとしたことなどを合わせて考えると、油川町には積極的に自ら進むべき道を模索する力があつたようにも思えてくる。

表 3-2 人口の変化（『油川町誌』をもとに作成）

年次	男性人口	女性人口	人口計	戸数
明治 24 年	—	—	2,639	434
大正 8 年	1,897	1,828	3,725	613
大正 10 年	1,945	1,930	3,875	621
大正 13 年	2,025	1,990	4,016	645
大正 15 年	2,035	1,989	4,043	669
昭和 3 年	—	—	4,643	670

※人口計に誤差があるが、資料に載っているものをそのまま掲載している。

第 2 節 『自力更生運動計画案』の分析

第 1 項 先行研究の分析と本章での方針

次に、『自力更生運動計画案』について検討する。油川町の経済更生運動に関する資料は現段階ではこの資料以外に見つかっていない。なおかつ、あくまでタイトルが「計画案」となっており、これがそのまま実行に移されたのか、それとも修正したうえで実行に移されたのかは定かではない。しかしながら、その中に書かれている文章を読み解き、他の地域の経済更生計画と比較することで、油川町の特徴や、経済更生運動に向かい油川町の姿勢や、油川町が経済更生運動を進めながら困難に立ち向かう中で、どのような町のあり方をめざしていったのかを見出すことが可能である。本章でのねらいにはその点にある。

まず、先行研究について分析する。油川町における経済更生運動や、『自力更生運動計画案』を対象とした先行研究として武田共治氏の論文¹⁸が挙げられる。

武田氏は論文の中で、経済更生運動全体の評価として、「自力更生に含まれる自助・勤労・節儉などの考え方は、必ずしも滅私奉公的な考え方と同一ではない。勤労は自己実現で

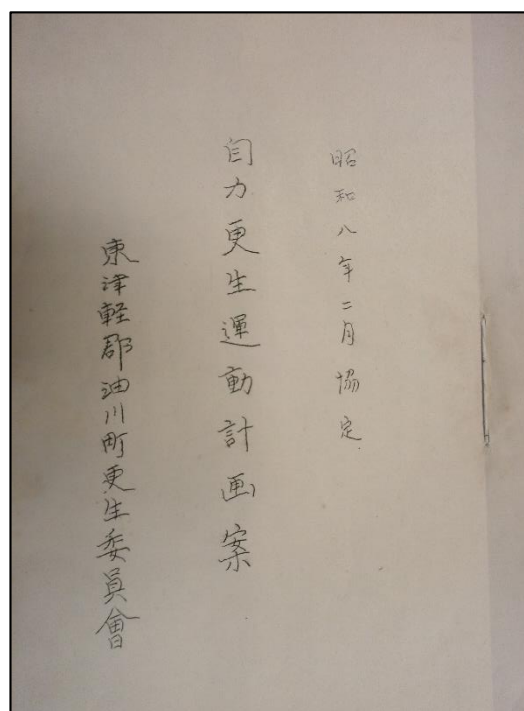


図 3-1 『自力更生運動計画案』

もあり、その側面は、お金のためののみ働く風潮が強まっている現代社会において、むしろ再評価されるべき考え方だ」¹⁹との見方を示している。これは前章で指摘してきたことと共通する見方であり、単なる国民統合政策にとどまらない経済更生運動のあり方と、現代社会において学ぶべきことがあるという示唆を見出している。その上で、『自力更生運動計画案』自体について、「油川町の農村更生運動とは農村生活改善運動であった」²⁰、「このように、中央レベルの「農山漁村経済更生計画樹立方針」と比べれば、油川町更生委員会が出した「自力更生運動計画案」は、諸経営の合理化などよりも、もっぱら農村生活の簡素化に関する合意形成に力点を置いた点において、極めて特異的なものだった」²¹と評価している。

武田氏のこの論文は、経済更生運動の研究があまり見られない青森県においては先駆的なものだと言える。また経済更生運動に対する評価や、油川町にとっての生活改善がメインの運動・計画だったという評価については共感しうるものである。指摘通り、生活改善の側面が色濃く出ていることは間違いない。

しかし、武田氏の論文では検討がまだ不十分な点もある。油川町の評価は、全体的な方向性として生活改善運動と位置づけているために漠然としており、具体的にどのような生活改善を行おうとしていたのかが見えてこない。また、具体的にどのような点が特異的、その特異的な部分が何を意味しているのかも判然としない。したがってここからはこの点を意識しながら分析を進めていく。

なお、原資料内の旧字体は、本論文に引用する際には適宜新字体にあらためている。また、油川町との比較で利用した他地域の経済更生計画についても同様であるのでご了承願いたい。

第2項 油川町経済更生委員会の委員と組織

この『自力更生運動計画案』であるが、表紙に書かれているとおり、東津軽郡油川町経済更生委員会によって作成されたものであることがわかる。油川町の場合には、この資料に記載がなく、他の資料もないため、この委員会の詳細について正確には分かっていない。しかし、これまで分析してきた資料や、他地域の経済更生計画などと比較することである程度ことは推測できる。

第一に、委員の構成についてである。前出の『農山漁村経済更生計画樹立方針』には「経済更生計画ノ樹立ハ町村吏員、学校教職員、農会、漁業組合、産業組合、森林組合其ノ他ノ団体関係者、農林漁業ニ経験アル者等当該町村ノ主要ナル人物ヲ網羅シ組織スル町村経済

更生委員会之ニ当ル」とあり、町村吏員を筆頭に、委員は町内の各団体や有識者の中で主要な人物を網羅することが想定されている。経済更生計画の中では「規約」や「規程」という形でどの役職の人物が委員に選定されるか示されているものもある。一例として、群馬県新田郡綿打村²²について示しておく【資料 3-1】。これを見ても分かる通り、「樹立方針」に従い構成されているため、油川町も同様と考えてよいだろう。

また、委員長は町村長である場合がほとんどであるため、油川町経済更生員会のメンバーは町長を筆頭に各団体の主要な人物を網羅したものだとは推察できる。

なお、『自力更生運動計画案』の中には、「更生運動実施上連絡提携を図るべき当町内団体の重なるもの」として、公的機関から民間団体まであらゆる機関が列挙されており、この主要人物が具体的なメンバーであろう。

第二に、委員会内の組織についてである。通常、計画の遂行・促進を期して各事業を担当する部会を必ず組織し、役割分担がなされている。この点についても、『自力更生運動計画案』には言及がない。しかし、他地域と同様、委員会内部に部会が組織されていたと考えるのが妥当である。

武田氏の指摘の通り、油川町の『自力更生運動計画案』は基本的には生活改善であり、わざわざ生活改善を軸とした計画を立案していることから、生活改善を担当する部会が中心となって運動が進められていた可能性が高い。

なお、部会の分け方や呼称については全国で統一されたものはなく、他地域で生活改善を担当する部会の呼称の一例をあげると、「社会部」（埼玉県北埼玉郡井庄村）²³、「生活改善部」（群馬県新田郡綿打村）、「教育社会部」（新潟県北蒲原郡神山村）²⁴などさまざまである【資料 3-2】。

第 3 項 「油川町更生運動要旨」と「自力更生方針」

ここからは実際に『自力更生運動計画案』について検討していく。添付資料 B として添付しているため、合わせて読み進めていただきたい。

まずここでは「油川町更生運動要旨」と「自力更生方針」を見ていく。

(1) 「油川町更生運動要旨」：国家主義的文言の有無

「油川町更生運動要旨」には、油川町において経済更生運動（『自力更生運動計画案』の

中では「自力更生運動」という表記で統一されている)を必要とする理由がまとめられている。

他地域の経済更生計画を見ると、計画の要旨や方針を示した部分に経済更生運動の中に国家主義的な思想を感じさせる文言を盛り込んでいる例がいくつも見られる。

例えば、埼玉県井泉村の場合、教育部の計画方針の最初の項目として「国体観念ノ振興」を掲げ、「国旗掲揚」「御影ノ奉拝」「勅語詔ノ趣旨徹底」等の実施細目が挙げられている。群馬県綿内村の場合には、「綿打村経済厚生五ヶ年計画案」の冒頭で、「第一、教化方面実施事項」の中で、「一、教育勅語御趣旨ノ徹底ヲ図ルコト」が明示されており、井泉村の例と同様に「教育勅語ヲ奉読シ機会アル毎ニ聖趣ノ謹解ヲナスコト」とある【資料 3-3】。

これまで、経済更生運動が必ずしも当初から戦時体制の地ならしや国民の統制のみを目的としていたわけではないことについて指摘してきた。しかしながら、その中でも地域によっては、国家とのつながりを言及する例をとっている場合もあるということがわかる。

経済更生運動が開始された時期には満州事変が始まっているということを考えると、そのようなことを言及する計画が存在するのは考えることであるし、スムーズに計画を認定してもらうことや、特別助成があったことを合わせて考えれば、それを狙うために担当者がそのような趣旨を明示した可能性もある。

油川町の場合には、「油川町更生運動要旨」の冒頭は「国家の上から見て刻下は国防経済思想等諸般の方面に於て未曾有の難局に直面し」という文章から始まるが、その後には国家への忠誠や国家主義的な教化を示す文章は見られない。「自力更生方針」や以下の内容を見ても、他地域のように国旗の掲揚や勅語の奉読などの行動を求めるような内容は見られない。

以上のことを合わせて考えると、油川町の政策担当者が、国家とのつながりを軸とした計画や運動を企図しなかったということが指摘できそうである。また、この資料があえて「自力更生」とタイトルに冠していることから、本当に自らの力で地域の再生を第一に考えた結果だと言えるのではないだろうか。そして、地域の経済更生計画がそれぞれに異なる性格を持っているということからは、この経済更生運動の理念自体にその自由さを許容するような幅が存在していたことと、それは各地域の計画作成者の考え方いかんで左右されるということも確認できる。

(2)「自力更生方針」：経済更生をメインとした計画の存在可能性

続いて、この計画の大枠を定める「自力更生方針」が全 8 項目記されている。内容として

はおおよそ経済更生運動の一般的な方針と重なっている。

主要なものを概観すると、1～3項目めでは、「更生の気風を振作」し運動の基礎的な考え方を町民全体に広げ、経済更生運動の精神的支柱でもある自力更生を広めようとしている。また、それまでの生活全体を見直し、「伝統的旧来の弊風を改め良習を助長すること」を掲げている。4項目めでは、経済更生運動の一般的な特徴のひとつでもある「組織化合理化を図ること」が示されている。

7項目めには「実行可能なるものより漸次実施を図ること」が掲げられている。前章で、経済更生運動が実行・実践を意識したものであることについて言及したが、同様にその考え方が見受けられる項目である。これは、油川町の場合にも昭和恐慌や凶作の影響が深刻であり、机上の空論で終わらないようにしなければ、地域の存続や町村民の生存が危ぶまれるほどの状況だったことを物語っている。

「自力更生方針」の中で注目したいのは最後の8項目めの、「更生運動方面と経済更（原文ママ、「生」か）とは常に密接なる関係を保つこと」という文章である。この文章からは、「更生運動方面」と、「経済更生」の2つの方面で油川町の経済更生運動が進められる方針だったことがわかる。油川町の場合、記述のとおり生活改善がメインになった計画である。つまり、ここでいう「更生運動方面」の計画が、いま分析している『自力更生運動計画案』ととらえるのが妥当だろう。

そうであるとすれば、「経済更生」方面の計画の存在も同時に考えるべきである。一般的な経済更生計画を見るとほとんどの場合、タイトルを「〇〇町（村）経済更生計画」とし、生活改善に関わる部分はその中の一項目となっている。そして、計画の大半を農産物の増産計画や、負債整理等の金融改善に割いている。このことから、油川町にも増産計画や金融改善をメインにした経済更生計画が存在した可能性がある。

また、その可能性を考えるにあたってもう1点指摘しておきたい。

油川町は経済更生運動が開始されると昭和7年度にいち早く更生計画樹立指定町村として指定を受けている。東津軽郡の中では、この年に指定を受けているのは他に、今別村（現今別町）と浜館村（現青森市）の3町村だけである²⁵。

指定された時期が早いことも注目に値するが、それ以上に注目すべきことは、『自力更生運動計画案』のような生活改善をメインとした計画のみで指定を受けられるのかということである。生活改善のような内容はすぐに実行できる事項なので、経済更生運動のスムーズな実行を求める性格と合致する。しかし、効果の面では、農産物の増産計画や負債整理などの金融改善と比べると大幅に劣る。

また、農林省の方針の中では、生活改善がほとんど強調されていなかったことから、生活改善だけで指定を受けるのは難しいと言わざるを得ない。

以上のことから、「経済更生」方面の計画が存在しており、『自力更生運動計画案』とその

計画が車の両輪のようになって、油川町の経済更生運動が組織されていたと考えるべきであろう。

『自力更生運動計画案』は続いて、「更生運動実施上連絡提携を図るべき当町内団体の重なるもの」として、油川町にある団体が公的なものから民間の団体まで全 27 団体列挙されている。ここについても、町内全体で経済更生を図っていくという運動自体の性格を明確に表す内容になっているとともに、先に示した通り、油川町更生委員会を構成するにあたってこれら団体の中心的な人物が網羅されていたのだろう。

また、その次には「当町に於て更生を必要とする事項」として、どの部分の改善が求められているかを全 21 項目にわたって具体化している。ここは、経済更生運動全体で示されるような内容を網羅的に示しており、「油川町更生運動要旨」や「自力更生方針」ほど特徴的なものとは言えないので、項目の存在だけを示すにとどめておく。

第 4 項 生活改善第一の柱：「町民の実生活改善事項」

「町民の実生活改善事項（原文ママ、「事項」の誤りと思われる。以下、本論文中に示す場合には「町民の実生活改善事項」として記載する。）が『自力更生運動計画案』の具体的な実施事項であり、分析をするにあたって大きな柱となる。

ここには「(一) 家長としての更生事項」「(二) 家族としての更生事項」「(三) 主婦としての更生事項」「(四) 一家交際上の更生事項」「(五) 家業を執る上の更生事項」「(六) 其他更生すべき事項」と 6 つに項目分けされ、家族の構成員がそれぞれなすべきことや一家全体でなすべきことなどが示されている。その内容は、日常の家庭生活における改善事項や行動目標になっている。

これが、油川町の『自力更生運動計画案』が「生活改善」をめざしたものであると評価されるゆえんである。

(1)リーダーシップの発揚を目指して：「家長としての更生事項」「家族としての更生事項」

「町民の実生活改善事項」の(一)は「家長としての更生事項」であり、全 8 項目である。

「家長は一家経営の根本たる家憲を設くべし」(1 項目め)、「家長は家業の中心となり家族に範を垂るべし」(2 項目め)、「家長は家憲に基き家風を作るべし」(4 項目め)ということが掲げられ、家長が一家の中心としての役割を果たすことが求められている。文章自体は取

り立てて特徴的なものとは言えない。しかし、そのような何の変哲もないことがあえて掲げられていることの意味に注目したい。

もし仮に家長の大半がここに示されているような項目を実行していれば、わざわざ書く必要はない。つまりこれは、それまでの状況がここで掲げられている家長の姿とは正反対の姿であったということの表れだとみることができる。

見方によっては家長の権限を強化することによって、「家」制度を強固なものにして統制を図り、頑強な天皇制国家をつくりあげていくためのものと見ることもできるかもしれない。しかし、経済更生運動が農村疲弊を起点として成立したことを考えると、むしろ一家が生き抜いていくために、家長にしっかりとリーダーシップを発揮してほしいという油川町更生委員会の願いを体現したものなのではないだろうか。

「自力更生」「隣保共助」などのスローガンを声高に謳い、町全体の方針を示したところで、自然と人々が動き出すわけではない。実行に移すためにはリーダーシップを発揮して動き出す人物が必要である。町村や部落単位では、運動や計画の実行のために「中心人物」や「中堅人物」の育成が目指された。それと同じように、一家内においては率先して動くリーダーとしての役割を家長に求めた。そして、現状として「家業の中心となり家族に範」を示すことができている家長たちを奮起させるために、このような当たり前の事項を発信したのである。これも、経済更生運動が実行とその効果を第一に考えた政策だったことが影響したと考えられる。

また、家長に対して「収支及生活費の予算」(3項目め)、「一家の就業法」(5項目め)「冠婚葬祭に付き更生案」(7項目め)を立てることも求めている。これらの点についても、家族が生きていくための案を家長に作成させることにより、リーダーシップを育て、また、「油川町更生運動要旨」や「自力更生方針」にあるように、一家内、そして町全体に自力更生の気風を広げようと策したものだと考えられる。

他地域の経済更生計画やそれを調査したものの中には、各家族で経済更生計画を掲げている地域も見られる。例えば、山梨県北巨摩郡武川村の場合²⁶⁾には、「個人経済更生計画」として2つの事例が記されている。内容としてかなり詳細なので、どこまで個人の力で作成されたものかという点については疑問が残る。しかし、生活改善に力を注いだ油川町の場合にもそれほどまでに詳細でないにしても、『自力更生運動計画案』を参考にし、家長がリーダーシップを発揮しながら各家族での計画を作成していた可能性は十分に考えられる。

続く「町民の実生活改善事項」(二)の「家族としての更生事項」の中にも、前の「家長としての更生事項」に引き続いて、「家族は家長の命に従ふべし」(1項目め)、「家族は家長の命に依り職業に従事し」(7項目め)など、家長が先頭に立つ姿を求めた文章がみられる。

また、「時間の正確を守る」(4項目め)ことや「質素勤儉を旨とし冗費を外く」(5項目

め) ことなど、生活改善を意識づけるための事項が示されている。6項目めには「多く取るより少なく遣へ」というスローガンも掲げられており、この「節約によって生活を見直していく」という思想が油川町にとっての生活改善だったということがわかる。

(2)個人としての女性の重視：「主婦としての更生事項」

「町民の実生活改善事項」(三)は「主婦としての更生事項」である。ここには全11項目の内容が掲げられ、単純な分量を比較すれば、家長に求めるものより項目の数は多い。

ここまでの計画の内容が家長のリーダーシップ発揮を期待する計画案だったため、それを引き継ぐように、2項目めには「主婦は家長の命に依り家政を整理すべし」という文章も出てきている。この項目だけを見ると、男性が主で女性が従のような家族のあり方をめざしている印象を受ける。しかし、それ以外の項目を見ると、主婦としての女性がないがしろにされているわけではないことが読み取れる。

「主婦としての更生事項」は「主婦は一家平和団欒の中心たるべし」(1項目め)という項目から始まっている。生活の基本単位であり、家族がもっとも長い時間を過ごす家庭という場で、主婦が中心的な役割を担うことが求められている。

さらに、そのような観念的な部分だけではない。「主婦は台所の経済案を立つべし」(3項目め)、「主婦は家計簿を準備し生計費を記入すべし」(7項目め)など、主婦が主体となって一家全体の経済を計画的に進めていくための役割があたえられていることがわかる。家長にもさまざまな計画の立案を求めてはいたが、より生活に直結するものであることは明らかだ。

また、「主婦は保健を考え調理を行うべし」(4項目め)、「主婦は竈を改良し燃料を節約すべし」(6項目め)、「主婦は廃物の利用を考え努めて物の廃捨を少なくすべし」(9項目め)、「品質の変らざるものは大量にて購入するを得とす」(10項目め)、「魚菜の調理と貯蔵を考慮すべし」(11項目め)などは、立案した計画を実行するために、どのような行動が必要かという例を示している。これもまた、生活にかかる費用に直結する内容になっている。

一般的な農村の経済全体の再編・改善をメインに据えたような計画の中ではなく、油川町のような生活改善をメインにした経済更生計画の中に、このような役割を主婦が担うべきことを明記されていることに大きな意味がある。

油川町の経済更生運動の根幹は生活改善であるということは、何度も指摘していることである。生活改善を考えたときに真っ先に思いつくのは、家計を見直し、多く支出されている部分を節約することである。どの家庭でも共通して家計の支出の大きな部分を占めてい

るのは、食費や光熱費などの日々使うものにまつわる費用であろう。

それを担う中心として主婦が位置づけられているということは、主婦が『自力更生運動計画案』の成否を握っているということである。主婦の存在が一家にとって大きなものだとすることを油川町経済更生委員会、ひいては油川町民が認識していたことの証だとみることができるのではないだろうか。

もちろん、今のジェンダー観からすれば、主婦として女性が家にいることを前提としていることは問題だと指摘されるだろう。しかし、いま私が見てきたように、女性の役割を男性の役割を同じもしくはそれ以上の重さで考えていたと見ると、現代にも通じる、そしてあらためて見習うべき先進的な考え方だと指摘できる。

経済更生運動について大門氏は、「女性の組織化を進めたことも更生運動の大きな特徴であった」と指摘している。各地で女性を対象にした団体が作られ、更生運動の柱になった。そして、女性団体の経済更生運動の役割として、①「家庭生活を改善・刷新すること」、②「家庭教育の位置づけを高めたこと」²⁷の2つを挙げている。特に油川町の場合には、①の点が明確に示されていることがわかる。家庭生活における女性の役割は、経済更生運動の中で高められたということである。

大門氏は「組織化」や「団体」というくくりで女性の存在が大きく上昇したとしているが、油川町の場合にはさらに一歩進んで、主婦としての「女性個人」の存在を明確にすることで、その地位を大きく上昇させたことが大きな特徴だと言える。これは、油川町が生活改善に力を入れようとしたからこそ、このような独自性が現れたのであろう。

これらのことはまた、一つのことを示唆してくれているように思う。

昨今、女性の社会進出に関する議論が活発である。社会進出によって「輝く女性」の姿を求めてのことだという。社会進出を望む女性が自由に、そして障害にぶつかることなく社会進出できるような社会づくりが求められる。また、それを支えるような私たち一人一人の考え方を、今以上に構築していくことも必要であろう。

その反面、結婚して主婦として家庭に入りたいと考える女性も当然のことながら存在する。生き方として両方の方向性を求める人がいる中で、社会進出の評価のみが上昇し、家事労働がいつまでたっても「当たり前のこと」と思われるような状況であれば、主婦になることを望む女性にとっては「社会進出しなければ認められない」「社会進出をしなければ輝けない」という強いプレッシャーになりかねない。

あらためて言うまでもなく、社会進出も家事労働も生きていくためには不可欠なものである。どちらが上で、どちらが下と評価する類のものではない。しかし、果たして現状として社会進出の意義と比較して、家事労働の価値はどれだけ評価されているだろうか。

私は、社会進出を推進するときには、同時に家事労働に対する評価も高めるよう、私たち一人ひとりが真剣に考えていく必要があると考える。それが、本当の意味で女性が輝ける社会を作っていくということなのだと思う。また、そのことが「主婦」のみならず「主夫」という生き方をさらに認めていく社会を作っていくことにもつながっていくだろう。

やや話はそれだが、この油川町の『自力更生運動計画案』は、家庭生活における家事労働の大きさと、それを評価することで家事を担う人たち（当時の油川町の場合には主婦としての女性）の地位を上昇させてくれることを示唆しているように思う。

(3)その他の更生事項：「一家交際上の更生事項」「家業を執る上での更生事項」「其の他更生すべき事項」

「町民の実生活改善事項」の（四）には、「一家交際上の更生事項」として7項目示されている。ここでは主に交際費の節約が謳われており、改善事項として他の地域でもよく言われる部分であり際立って特徴的な部分は見当たらない。

唯一指摘する部分があるとするならば、7項目めの「農魚繁忙期には相互労力の共同を行ふべし」というのである。

農村の生活の中で共同してさまざまな事に当たることは、これ以前も行われていたであろうし、「自力更生」と同時に「隣保共助」を掲げている経済更生運動の中で、共同作業や協力の重要性が強調され、促進されているので、行動目標として特徴的なものとは言えない。

ただ、冒頭の「農魚繁忙期」という言葉に注目したい。これはつまり、「農業や漁業の繁忙期」ということになる。油川町は基本的に農村であるため、農業の繁忙期に共同作業を行うことは当然である。そこにさらに漁業の繁忙期にも共同作業を行うことを示しているということは、油川町の経済や生活にとって漁業も欠かせないものだったということを示している。

このことから推察するに、油川町の性格の中に漁業という点もカギになってくるのかもしれない。しかし、それが町全体にどのような影響があるのか、そしてどのような意味があるのかという点に関しては、筆者の力量不足と十分に検討する資料を見いだせていない。今後、油川町の研究を進めていくにあたっては、漁村的性格を有していたのかもしれないという可能性もあわせて考える必要があるということと言及するにとどめておく。

「町民の実生活改善事項」の（五）には、「家業を執る上の更生事項」として12項目示されている。1項目め～9項目めまでは、規律の遵守、時間観念に関すること（時間厳守や有効利用）、労働中の雑談・喫煙の禁止、休憩時間に関することなど、労働に対する考え方の転換を図ろうとする内容になっている。それまでの労働の実態が、ここに示されていること

とは正反対の状況だったということになる。この点も一般的によく見られることである。

注目したいのは残りの3項目である。

その3項目は「身体の過労を来さざる程度に於て労働を続けること」(10項目め)、「仕事の始業時刻と終業時刻を守ること」(11項目め)、「夜間作業は睡眠を妨げざる範囲に於て執るべし」(12項目め)という内容である。

これらの項目に共通していることは、いずれも働く人たちの身体を気遣うような内容となっており、単純身強制力で労働効率を上げようとしているわけではない点である。労働において最も基本になるのは、働く側の意思や身体であり、それらが良好なもの保障されていなければ、どれだけ理想的な計画を掲げ、聞こえが良い目標を示したところで、効率的には進まない。これは、やはり経済更生運動の初期段階では、切実に農村救済のために実行第一として考えよう、そして効果的なものであろうとしたことの結果だと考えられる。また、油川町経済更生委員会がその点に気づき、重視しようとしたことが、これらの項目を表出させたのであろう。

いま分析しているのは、あくまで「家業」レベルの話であるが、これと同じような考え方を一般の労働の世界にも持ち込んだと考えるのは不思議ではない。そうだとすれば、油川町の経済方面の計画の中にも、労働者の心や身体に目を向けた内容が書かれていた可能性は十分にあり得る。

「町民の実生活改善事項」の最後の項目となる(六)は「其他更生すべき事項」、これまでの(一)～(五)までに包摂されなかった全体的な内容が示されて締められている。

第5項 生活改善第二の柱：冠婚葬祭の更生

「町民の生活改善事項」に続いて示されているのは、冠婚葬祭に関することである。ここからは『自力更生運動計画案』の中でもう一つの大きな柱となる、冠婚葬祭の改善について検討を進めていく。生活上とりおこなわれる各種の行事について示されているが、その中でも多くの項目が割かれているのは、「婚礼式更生事項」と「葬儀更生事項」である。

まず、「婚礼式更生事項」であるが、冒頭に婚礼式をとりおこなう場合の全体的な方針として3項目示されている。その内容は、婚礼は基本的には神前で行うことや婚礼式服は個人で購入しないこと、婚礼式と同時に披露宴(原文では「披露式」と書かれている)もおこなってしまうことの3つである。同様の内容は他地域の計画にも示されることが多い。

続いては、婚礼式と披露宴の次第について、開始から終了までの流れが書かれている。こ

の油川町の『自力更生運動計画案』以外で、モデルケースのように次第を示している経済更生計画に接したことはない。

費用を節約するという視点だけではなく、地域における婚礼式のあり方そのものから改善していくという姿勢が見受けられる。それほど一家の家計に占める婚礼式にかかる費用が大きかったということであろう。

そして、この「婚礼式改善事項」の中で最も特徴的なのは、「更生に依る婚礼式費用」の部分である。ここには、「神社、寺院供物料」「神酒」「配膳老人前」「式服損料」「茶及茶菓子料」「紅白祝餅代」「社務所御礼」「御道具御礼」「礼官御礼」「諸雑費」の10項目について、それぞれに関する費用を示している。ここに示されている金額が基準として存在しているのか、上限を示したものなのかは定かではないが、どちらにしても示された金額に近いところで婚礼式をとりおこなうことを求めたものであることは間違いない。

経済更生計画の中で冠婚葬祭について言及することは、ほとんどの地域の計画でもみられることであり珍しいことではない。

特徴的なのはそれぞれにかかる費用を一つ一つ示している点である。私が見てきた経済更生計画の中で、冠婚葬祭の更生の示し方を分類すると、大きく分けて3つのタイプに分類することができる。以下に示すと、

- ①油川町に見られるようにそれぞれの項目にかかる金額の基準を具体的に示すもの
- ②更生することで節約されるであろう予想額を示すもの（埼玉県北埼玉郡井泉村など）
- ③行動目標のみを示し金額に関するものは一切出していないもの（新潟県北蒲原郡神山村、群馬県新田郡綿打村など）

であり、③のグループに分類されるような示し方の場合がもっとも多い。【資料 3-4】

このような示し方の違いは、冠婚葬祭費の節約にどれくらい重点を置いていたのかの差によってあらわれると考えられる。そして、①～③を比べると、①がもっとも具体的に金額を示していることから、最も重視していた地域の例と考えられ、以下②、③と徐々にその度合いが減っていくものと考えられる。

この点からも油川町にとっては婚礼式に関わる費用が一家の生活にとって大きな負担となっており、この恐慌・凶作の時代にあって改善すべき重点として油川町経済更生委員会が目をつけたということがわかる。

「葬儀更生事項」についても、11 項目の葬儀に関わる行動目標を示し、その後「棺桶代」「白木綿（白礼）代」「花代」「壺前供物代」「位牌」「読教（ママ、読経か）御礼」「僧侶御礼（二名分）」「法事菓子代」「食料物代」「酒三升」「諸雑費」の 11 項目にかかる費用を示している。これも「婚礼式改善事項」と同様の考え方であり、婚礼式のみならず、葬儀にも多額の費用を割いていた生活実態が浮き彫りになってくる。

その後、「歓送迎會」「祭典」「湯治見舞」「病氣全快祝」「秋餅祝」についての更生事項が示されているが、婚礼や葬儀の項目とは違い、それぞれ 2・3 項目の行動目標を示すにとどまっている。

『青森県史 資料編 近現代 4』を見ると、「国民更生懇談会協定事項」²⁸というものが掲載されている。1932 年の年末に作成されたと推定される資料であるが、これは内務省が主導し、自力更生の考え方を敷衍・推進するために、経済更生運動と並行して行われた国民更生運動に関して、青森県での方針を協定したものである。

「東津軽郡、下北郡ノ分」「中津軽郡ノ分」「三戸郡ノ分」「北津軽郡ノ分」「南津軽郡ノ分」と各郡に分けて何を行うかを示している。なおかつ、それは冠婚葬祭費用に関する部分であることがわかる。「必行事項」や「希望事項」に書かれている行動目標を見ると、油川町の『自力更生運動計画案』と共通する文言がみられるため、行動目標の部分に関しては、油川町はこれをベースにして作成したものと思われる。

しかし、「国民更生懇談会協定事項」の中では冠婚葬祭に関わる一つ一つの費用を示すということはないため、やはり、「婚礼式改善事項」や「葬儀更生事項」は油川町が独自に計画したものだと考えてよいだろう。

第 3 節 油川町『自力更生運動計画案』の性格

ここまで油川町の『自力更生運動計画案』について検討してきた。その中に書かれている項目について一つ一つを抽出し検討してきたため、内容がやや煩雑になってしまった。したがって、ここであらためて油川町における特徴的な部分を整理したい。

第一に、国家主義的な要素の希薄さである。

同じ時期に作られた経済更生計画であっても「国旗の掲揚」「勅語の奉読」など、国家主義的要素を内包するものも見られる。そのような差が出る最大の要因は、計画作成者の考え方によるところが大きいと思われる。それを考えると、油川町の『自力更生運動計画案』を作成した委員の面々は、町の存立や町民の生存を第一に考え、しっかりと住民の方を向いて計画の樹立にあたったのであろうということを指摘できる。また、本論文の前半で指摘して

きた、必ずしも政策のすべての時期が国家統制政策としての性格のみではないということ
を考えると、政策自体が持つ自由度を確認できる。

第二に、女性に対する視線である。一般的に、戦前の日本の家族のあり方は男性優位で、
女性が付き従うというイメージが根強いのではないだろうか。油川町の場合も、「家長とし
ての更生事項」の項目だけを見ると、そのような家族を作り上げようとしたのではないかと
思われる部分がある。しかし、計画全体を見たとき、特に「主婦としての更生事項」と合
わせてみたときには、決して女性がないがしろにされているわけではなく、むしろ生活改善
を経済更生運動の柱に掲げた油川町にとっては、女性の役割こそが町全体の盛衰に関わる
という視点をもっているように思われる。

第三に、町村の活動の主役としての町民への視線である。そもそもメインが生活改善であ
ることから考えれば至極当然のことではあるが、それでも、生活している町民の姿をリアル
に捉え、これから作成する計画が町の存立や町民の生存にかかわるということを考えてい
なければ、「家業を執る上での更生事項」に書かれていたような、働く町民の身体を気遣う
ような文言は浮かんでこない。そして、町民に視線が向けられているからこそ、国家主義的
な言葉で計画を虚飾することもなく、女性の家事労働の重要性にまで考えが及んだ経済更
生計画として成立しえたのではないだろうか。

第四に、冠婚葬祭費の節約に関してである。具体的な節約金額を『自力更生運動計画案』
の中に織り込んでいることから、生活改善の中で特に力を注いだ部分であり、その力の入
れ具合はこの計画に独特のものを感じさせる。

経済更生運動全体の中で、冠婚葬祭費の節約や、そもそも生活改善や冗費の節約に関する
部分は、それほど注目されていなかったことはすでに指摘したとおりである。それにもかか
わらず、油川町が自らこの道を選んだことから、経済更生運動の性格に内包されていた
「各地域が更生の道を選択できる余地」を、活かそうとした例として位置づけることができ
るのではないだろうか。

17 油川町の概況に関する参考文献として、西田源蔵『油川町誌』（1928年）、木村慎一
『油川町の歴史 故郷に学ぼう 明日への躍進のために』（1993年）を挙げておく。

18 武田共治「昭和恐慌期の農村疲弊と油川町」『市史研究あおもり 5』、2002年

19 同上 p2

20 同上 p13

21 同上 p15

22 群馬県新田郡綿打村『農村経済更生計画案』、1933年

URL : <http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1053352>

本章で比較するために使用した各町村の経済更生計画についても、<国立国会図書館近
代デジタルライブラリー>に掲載されたものを利用している。以下、URLを示している

ものも<国立国会図書館近代デジタルライブラリー>に資料が掲載されているものであり、それぞれの URL を示した。

- 23 埼玉県北埼玉郡井泉村「井泉村経済更生計画」、協調會農村課『農村更生計画の樹て方』、1933年
URL : <http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1915768>
- 24 新潟県北蒲原郡神山村『神山村経済更生計画書：昭和9年度樹立』、1935年
URL : <http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1096120>
- 25 青森県史編さん近現代部会『青森県史／資料編／近現代4／昭和恐慌から「北の要塞」へ』p234-235（205 更生計画樹立指定村）
- 26 農林省経済更生部『全国優良更生農村経済更生計画及其ノ実行状況一山梨県北巨摩郡武川村事例一』、1936年
- 27 前掲大門、p308
- 28 青森県史編さん近現代部会『青森県史／資料編／近現代4／昭和恐慌から「北の要塞」へ』p23-25（6 国民更生懇談会協定事項）、2005年

第4章 今後の課題として

ここまで分析を進めてきたが、検討しきれない数多くの課題が残るものとなってしまった。ひとえに筆者の力量不足によるものである。そのことに対する自戒と、このテーマを今後見ていくときの展望として、主な課題を示しておきたい。

第一に、前後の社会状況や政策との関連性である。当初はこの点についてもきちんとした形で示したいと考えていたが、油川町の計画の分析に注力するあまり、不十分になってしまった。

特に本論文は農政が主要なテーマの一つであるため、前後の政策とこの農山漁村経済更生計画にはどのようなつながりがあるのか、もしくはどのように位置づけることができるのかということをもさらに明らかにしていく必要がある。また、農村（もしくは農山漁村）のあり方、小作争議の盛衰とのつながりなども併せて検討しなければならない。

さらに、「戦前と戦後の連続と断絶」という見方も必要になってくるだろう。その中で一つカギになるのは女性の動きかもしれない。具体的な論拠をもって示すことはできないが、それは、大門氏が指摘していた経済更生運動内における女性団体の地位の上昇、そして私が指摘した、女性個人としての評価の問題である。女性の活動が盛り上がりを見せたことは、一度は戦時体制の強化で、女性も積極的に戦争への協力を果たしたことにもつながる。しかし、戦後になるとそれまでの行動の経験を背景に、女性によるサークル活動や生活記録運動などがさかんになる²⁹。また、それらが東北で盛んだったことは、油川町が一般的に右翼的な運動と目される経済更生運動の中で、女性にも目を向けるという独自性を持ちえたこととは無関係ではないように思える。

第二に、『自力更生運動計画案』の実効性である。

経済更生運動が実行・実施、そして確実な効果を第一に考えたものである以上、各地域の計画も同様な性格を持っていたし、油川町の場合にも、その点を意識したからこそ浮かび上がってきた特徴がいくつかあることはこれまで指摘したとおりである。

しかし、それが実際のところのどのように実行され、効果をあげたのか、もしくは上げられなかったのかは不明確である。特に油川町の場合には、信頼に足る資料が圧倒的に不足していること、そして油川町自身が戦前に青森市に合併されてしまったため、油川町だけの動きを見るのが難しいが、今後も深めていくに値する部分である。また、いま述べた市町村の合併というテーマもまた、地域の存立や住民の生存を考えていく上では重要なテーマとなるであろう。

第三に、もっと多くの地域の経済更生計画との比較検討をし精度を深めていくことである。今回は油川町の検討がメインになってしまったため、視点がかなりミクロなものになっ

てしまったと後悔している。

これまで行ってきたミクロな視点を基盤に、さらに東北や青森というくくりの視点、また、日本全体における各地域の特徴というものをさらに深めていくことが、これまでに蓄積されてきた様々な先行研究や私自身の研究を深めるためには不可欠であろう。

以上、主な課題について言及したが、それ以外にも大小さまざまな、もしくは私自身も気づいていない問題点や課題、今後の展望があることは言うまでもないことである。

²⁹ 北河賢三『戦後史のなかの生活記録運動—東北農村の青年・女性たち』（岩波書店、2014年）、安田常雄編『シリーズ戦後日本社会の歴史3 社会を問う人びと—運動のなかの個と共同性』「II 戦後社会運動の構造」（岩波書店、2012年）などが検討する際には参考になると思われる。

おわりに

第4章で示した通り、数多くの課題を残してしまったことから分かる通り、本論文の執筆は私にとって、自分の力量がいかに不足しているのかということをもがまざと痛感させられる機会になったように思う。いくら作業を進めても自分の思うとおりに行かず、到達点も十全に納得できるものではない。しかし、それは決して自分を卑下しているわけではなく、この後悔が自分の中で力になってくれるときがくると考えてここに記している。

同時に、この間得たものは私にとって大きなものであった。特に、今後教員として生きていく身としては、東北や青森という自分にとって身近な地域に目を向ける機会を得、不十分ながらもある程度の形にできたことは、大きな財産である。この地域に目を向ける姿勢を忘れることなく、教員として成長していこうという決意ができた。

また、この論文は研究という点にとどまらず、自分の人生観や社会観を試されているような内容だったように思う。限られた資料の中で、どのようにイメージを広げ可能な限り説得力をもった文章を書けるか、自分がイメージしたことは今の社会や自分自身の目から見てどう評価できるのか、そして、それがどのような示唆を与えてくれるものであるのか。これらのことは、論文の執筆にあたってずっと考え続けた点である。

このこともまた、教員として未来ある生徒たちの前に立つものとして、それ以前に一人の人間として生きていく上で、力になってくれることだろう。そして、絶えず意識し続けていかなければならないテーマであろう。

最後に、本論文の執筆にあたっては、さまざまな方の助力がなければここまで到達することはできなかった。

思うように進捗しない中、最後まで見捨てることなく指導して下さった斉藤利男氏をはじめ、弘前大学教育学部社会科教育講座の諸氏には、さまざまな観点からご指導いただいたことに、本当に感謝申し上げます。

また、青森市史編さん室の皆様が快く資料を提供してくれなければ、論文の執筆など到底不可能であった。あわせて感謝申しあげる。

この間に学んだことと出逢った方々への感謝を胸に、今後教員として生きていくことをここに決意し、論文を締めくくりたい。

添付資料 A

第 2 章

【資料 2-1】 「農山漁村経済更生計画ニ関スル農林省訓令」（出典は論文脚注）

農山漁村疲弊ノ現状ニ鑑ミ不況ヲ匡救シ振興ヲ圖リテ民心ノ安定ヲ策シ進ンデ農山漁村ノ更生ニ努ムルハ刻下緊急ノ要務タリ

政府ハ曩ニ之ガ救済ニ關スル應急的匡救策ヲ樹テ今ヤ其ノ實行ニ付キ最善ノ努力ヲ竭シツヽアリト雖之等ノ施設ヲシテ當面ノ一時的効果ニ止マラシメズ農産漁家ノ經濟ヲ安定セシメ更ニ將來ニ向ツテ其ノ福利ヲ増進セシムルガ爲ニハ現下農村疲弊ノ由來セル素因ガ畜ニ輓近經濟界ノ異常ナル不況ニ職由スルノミナラズ深ク農村經濟ノ運営及組織ノ根柢ニ横ハルモノアル實状ニシ農産漁家ノ自醒ヲ促スト共ニ其ノ禍因ノ芟除ニ努力セシムルノ要アリ之ガ爲ニハ農村部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用シ其ノ經濟生活ノ上ニ之ヲ徹底セシメ以テ農山漁村ニ於ケル産業及經濟ノ計畫的組織的刷新ヲ企圖セザルベカラズ

政府ガ今回新ニ農林省ニ經濟更生部ヲ設置シ經濟更生計畫ニ關ウル諸般ノ方策ヲ實施セントスルノ趣旨モ亦茲ニ存ス其ノ綱要トスル所ハ單ニ農林漁業各個ノ經營技術ノ改善ヲ指導普及スルニ止マラズ農山漁村經濟全般ニ亘リ計画的且組織的ニ整備改善ヲ圖ルニ在リ就中農業經營ノ基本の要素ノ整備活用、生産販賣購買ノ統制、金融ノ改善、産業組合ノ刷新普及、産業諸團體ノ連絡統制、備荒共済施設ノ充實等ハ其ノ主要ナル事項ニ屬ス而シテ之等ニ關シ指導上必要ナル具體的方針ニ關シテハ今後隨時指示スル所アラントス

今ヤ各地方自奮更生ノ意氣熾ナルモノアリ此ノ秋絃上ノ趣旨ノ徹底ヲ圖リ農山漁村ヲシテ其ノ經濟更生ニ邁進セシムルハ眞ニ恰好ノ機會ナリトス然リト雖此ノ事タルヤ永年ニ亘リ逐次其ノ効果ヲ収ムベキモノナルヲ以テ計畫ノ當初ニ於テ一步ヲ誤ランカ徒ラニ畫餅ニ歸スルノ虞アリ仍テ地方當局ニ於テハ經濟更生計畫ノ當事者ヲシテ紊リニ理想ニ走ラズ性急ニ流レズ中心人物ニ克ク其ノ人ヲ得堅實適當ナル計畫ノ樹立實行ヲ爲サシムルト共ニ他面之ニ參畫スベキ各種産業團體ニ對シテハ其ノ本質ニ應ズル分野ニ於テ充分其ノ機能ヲ發揮セシムル様指導督勵セラルベク更ニ又精神教化運動トノ連絡協調ヲ密ニシ官民一致大ニ自奮更生ノ民風ヲ興起シ組織的統制的地方經濟生活ノ整備振作ヲ圖リ以テ農山漁村更生ノ目的達成上遺憾ナキヲ期セラルベシ

第3章

【資料 3-1】 経済更生委員会における委員の構成

< 綿打村経済更生委員会規程（群馬県新田郡綿打村『農村経済更生計画案』より抜粋） >

第四條 委員ハ區長、農事組合長、村會議員、役場吏員、小學校長、軍人分會長、農事役職員、男女青年團長其他適當ナル者ニ對シ之ヲ囑託ス

第六條 委員長ハ村長之ニ當リ副委員長ハ委員長之ヲ囑託ス委員長事故アルトキハ其職ヲ代理ス

< 井泉村経済更生委員会々則（埼玉県北埼玉郡井泉村「井泉村経済更生計画」、協調會農村課『農村更生計画の樹て方』より抜粋） >

第五條 本會ハ會長一名副會長三名、委員若干名ヲ以テ組織ス
會長ハ村長ヲ以テ之ニ充ツ

副會長ハ村農會長産業組合及助役ヲ以ツテ之ニ充ツ

委員ハ村吏員、村會議員、區長、小學校長

産業組合専務理事、村農會役職員、在郷軍人分會長、男女青年團長、其他有識者中ヨリ會長之ヲ囑託ス

【資料 3-2】 各地域の経済更生委員会における部会の名称（出典は前掲のものに加え、新潟県北蒲原郡神山村『神山村経済更生計画書：昭和9年度樹立』）

井泉村：教育部、農業経営部、販売部、購買部、金融部、社会部

綿打村：総務部、産業部、生活改善部、社会部

神山村：生産部、経済部、教育社会部

※下線部は、生活改善を担当していた部会の名称

【資料 3-3】 経済更生計画に見られる国家主義的内容の例

<「綿打村経済厚生五ヶ年計画案」(群馬県新田郡綿打村『農村経済更生計画案』)より>

第一、教化方面実施要項

一、教育勅語御趣旨ノ徹底ヲ圖ルコト

- (1)、各種団体ノ教化諸會合ニ當リ必ス教育勅語ヲ奉讀シ機會アル毎ニ聖趣ノ
謹解ヲナスコト
- (2)、各家庭ニ教育勅語ノ謄本ヲ扁額トナシ朝夕聖旨ノ服膺ニ努メシムルコト

<埼玉県北埼玉郡井泉村「井泉村経済更生計画」、協調會農村課『農村更生計画の樹て方』より>

教育部 甲、教育方針

計画方針…國體觀念ノ振興

実施細目 (直チニ實行スベキ事項)	手 段
校庭ニ國旗掲揚	毎週一回其他集會ノ際國旗ヲ掲揚ス
各戸國旗掲揚	四大節、祭日、村ノ祭日、動員等ノ際掲揚スルコト、國旗ハ區長ニ於テトリマトメ共同購入ヲナス
御影ノ奉拝	兒童、生徒青年一般村民皆御影ヲ奉拝スルコト
勅語詔勅ノ聖旨徹底	諸集會ニ捧讀御聖旨ノ謹話

<③に分類されるものの例（「綿打村生活改善規約」（群馬県新田郡綿打村『農村経済更生計画案』）より）>

第十條 婚儀ニ關シテハ左ノ各項ヲ遵守スルコト

- 一、婚儀ハ禮儀ヲ重シシ分度ヲ守リ質素ヲ旨トスルコト
- 二、婚儀ニ關スル分度ハ當事者及委員ノ協議ヲ以テ之ヲ定ムルコト
- 三、婚禮ノ客ハ親族ニ止メ廣ニ亘ラサルコト
- 四、祝宴ハ近親相會シ媒介人嫁婿ヲ主賓トシ小宴ヲ開キ凡テ一日ヲ以テ終ルコト
- 五、婚禮式ニ於ケル式服ハ質素ヲ旨トスル

第十一條 葬儀ニ關シテハ左ノ各項ヲ遵守スルコト

- 一、葬儀ハ儀禮ヲ重シ殊ニ嚴肅ヲ旨トスルコト
- 二、葬儀ニ關スル分度ハ施主及委員協議ヲ以テ之ヲ定ムルコト
- 三、葬儀ニ付食事ヲ供スル場合ハ極メテ質素ニスルコト
- 四、葬儀執行時刻ハ必ス遵守スルコト
- 五、香奠返シノ村内會葬者ヘノ引物ハ全廢スルコト
- 六、造花花輪等ノ贈等ハ之ヲ廢スルコト
- 七、香奠ハ從來ノ半額以内トスルコト、但シ親籍ハ此限ニ非ス

【添付資料B】

※■は判別不可能な文字を示す

昭和八年二月協定 自力更生運動計画案 東津軽郡油川町更生委員会

油川町更生運動要旨

國家の上から見て刻下は國防經濟思想等諸般の方面に於て未曾有の難局に直面し殊に當地方は一昨年以來凶作の影響に依り農工商共に不況に陥入り疲弊困憊の程度頗る深刻なものとあります、 ことは自他共に痛烈に感ずる処之に加へて現下の國際關係亦彌々重大を加へつつある場合此の難局打開は他なし一に町民一致の自奮自發に依る自力更生の道に精進する外他に求むべきものはない故に向後町民挙げて奮起自励それぞれ上局の示し所に基き此難局打開の根本策を樹立し旧來の弊風を改め町勢の進展と生活の改善殖産興業の實を挙げ町富力の増進に努むることは町民最大の急務であるから此の趣旨を先一般町民に普及徹底の途を講じ其上に經濟更生の實施實行を着々進むる事は全町民の思念せなければならぬ 之れ當町に於て自力更生運動を必要とする所以である、

自力更生方針

- 一、町民一致の自奮自励に依り他に依頼するの弊風を去ること、
- 一、積極敢為の精神を鼓吹し新興の氣鋭と更生の氣風を振作すること、
- 一、傳統的旧來の弊風を改め良習を助長すること、
- 一、職業並びに生活經濟の組織合理化を圖ること、
- 一、町民各自分に應じて（ママ）社會公共に奉仕すること、
- 一、實行各団体との聯絡協調を圖り實行を円滑ならしむること、
- 一、實行可能なるものより漸次實施を圖ること、
- 一、更生運動方面と經濟更（生？）とは常に密接なる關係を保つこと、

更生運動實施上聯絡提携を圖るべき當町内団体の重なるもの

一、油川町役場、

二、青森区裁判所油川出張所

- 三、油川農産物検査所
- 四、油川（郵？）便局、
- 五、油川駐在所
- 六、帝國在郷軍人分會
- 七、油川小学校
- 八、油川各神社佛閣
- 九、油川實業補習学校
- 一〇、油川青年訓練所
- 一一、油川青年支團
- 一二、油川町婦人會
- 一三、油川處女會、
- 一四、油川町農會
- 一五、油川漁業組合
- 一六、油川町縣外出稼組合
- 一七、油川町消防組
- 一八、油川商工會、
- 一九、油川町米穀商組合、
- 二〇、油川町農事改良組合
- 二一、油川町郷藏組合
- 二二、油川町相互貯蓄組合
- 二三、油川町納税組合、
- 二四、油川町養鶏組合、
- 二五、油川衛生組合
- 二六、油川町經濟運動更生委員會
- 二七、其他修養團體並び諸會

當町に於て更生を必要とする事項、

- 一、農家經營の綜合的改善、
- 二、漁業企業の綜合的改善
- 三、商社經營の綜合的改善、

- 四、作業及工作場の共同化、
- 五、物資の共同購入
- 六、生産品の共同販賣、
- 七、負債の整理、
- 八、団体又は組合の財産確立計劃
- 九、社交儀礼に於ける弊風打破
- 一〇、敬礼祖宗の思想普及
- 一一、成人公民教育の振興徹底
- 一二、地方風習の改善方法
- 一三、公民教育の振學徹底
- 一四、地方風俗の改善徹(底?)
- 一五、作業能率の増進
- 一六、未墾地及荒地の開墾
- 一七、特産物の研究宣傳、
- 一八、當町名勝古蹟の調査宣傳、
- 一九、神習教育の振興
- 二〇、特に冠婚葬祭に於ける改善
- 二一、娛樂機關の設備

町民の實生活改善事項

一、家庭改善に属する方面

(一) 家長としての更生事項

- (1) 家長は一家経営の根本たる家憲を説くべし
- (2) 家長は家業の中心となり家族に範を垂るべし
- (3) 家長は収支及生活費の予算を立つべし
- (4) 家長は家憲に基き家風を作るべし、
- (5) 家長は一家の就業法を制定すべし
- (6) 家長は自分相應に社會奉仕の義務を盡すべし、

- (7) 家長は自家の冠婚葬祭に付き更生案を作り之を實行すべし、
- (8) 家長は親戚知己との交際の円滑を図るべし

(二) 家族としての更生事項、

- (1) 家族は家長の命に従ふべし、
- (2) 家族は家憲に示し精神に依り家業に従事すべし
- (3) 家族は家憲に依り祖先を尊ぶべし、
- (4) 家族は凡て時間の性格を守るべし、
- (5) 家族は質素勤儉を旨とし冗費を外くべし
- (6) 家族は家憲に依り入るを圖りて出るを制し。「多く取るより少なく遣へ」主義を以てすべし
- (7) 家族は家長の命に依り職業に従事し一家團欒を圖り平和を害することあるべからず

(三) 主婦としての更生事項、

- (1) 主婦は一家平和團欒の中心たるべし、
- (2) 主婦は家長の命に依り家政を整理すべし
- (3) 主婦は台所の經濟案を立つべし、
- (4) 主婦は保健を考へ調理を行ふべし
- (5) 主婦は台所の整理をなし戸締を嚴重にすべし、
- (6) 主婦は竈を改良し燃料を節約すべし、
- (7) 主婦は家計簿を準備し生計費を記入すべし
- (8) 主婦は常に収支に考慮を拂ひ衣食住の合理化を圖すべし、
- (9) 主婦は廢物の利用を考へ努めて物の廢捨を少なくすべし、
- (10) 品質の変らざるものは大量にて購入するを得とす、
- (11) 魚菜の調理と貯藏を考慮すべし、

(四) 一家交際上の更生事項、

- (1) 一家の交際は虚礼に流れぬこと、

- (2) 日常交際上の贈答品には自作自製のものを尊しとす、
- (3) 可成贈答品を減じ文章を以て交はるべし
- (4) 他人の訪問には訪問すべき時刻を守るべし
- (5) 日常の交際に於ては酒を用ゐざること、
- (6) 國家の祝祭日又は團體の宴會には一菜一瓶(二合入)主義によること、
- (7) 農魚繁忙期には相互労力の共同を行ふべし、

(五) 家業を執る上の更生事項

- (1) 仕事の規律を守ること、
- (2) 仕事には時間の正確を期し、徒に時間を空賈せぬこと、
- (3) 朝の時間を有利に利用すること、
- (4) 労働中は人と雑談せぬこと
- (5) 労働中は喫煙せぬこと
- (6) 労働中に於て道具の手入をすべからず
- (7) 労働中は一心不乱に働くこと、
- (8) 仕事の中間休憩は午前二回午後一回約二〇分とす、
- (9) 晝食休憩時(間?)は一時間以内とし晝寝をすべからず
- (10) 身体の過勞を来さざる程度に於て労働を續くること、
- (11) 仕事の始業時刻と終業時刻を守ること
- (12) 夜間作業は睡眠を妨げざる範圍に於て執るべし、

(六) 其他更生すべき事項、

- (1) 幼少の時より貯蓄を行はしめ勤儉習慣を涵養すること、
- (2) 各個人毎に消費節約を守ること、
- (3) 夜更しの悪習を改め睡眠時間を多くすること
- (4) 興業物(芝居、活動)觀覽の悪習を改むること
- (5) 大人と子供の別なく間食を多くせざること、
- (6) 買食、店前の飲食をに耽らぬこと、

- (7) 児童の學用品を粗雑に扱はしめぬこと、
- (8) 家内の整理整頓、家屋の内外、屋敷内の清潔を保つこと、
- (9) 祖先の祭事に付ては懇ろに營み畧式が度を過ぎぬこと、
- (10) 冠婚葬祭、見舞、歡送迎、秋餅祝、湯治見舞、全快祝等は町に於ての更生決定事項を遵守すること、
- (11) 日々の就業と時間の正確を期すること、能率の増進に就ては各家庭に於て特に萬然の留意を拂ひ、一家の興隆を根本的に考慮し其の繁栄を期すること、

◎婚礼式更生事項

- 一、婚礼は身分に依り参酌すべきも礼式は特別の事情なき限り神前に於て挙ぐるものとす、
- 二、婚礼式服は個人毎に購入せず可成町又は團體に於て整へ之を使用すること、
- 三、神社寺院に於て式を行ふ場合は可成社務所寺院に於て披露式をも同時に行ふを得とす、

○婚礼式次第

- (1) 司會者挙式の辞
- (2) 新郎新婦神、佛、礼拝、
- (3) 媒酌者の言葉、
- (4) 新郎新婦の宣誓、
- (5) 来賓の祝詞
- (6) 終式の挨拶

○披露宴

- (1) 司會者の開宴挨拶
- (2) 媒酌者の言葉、
- (3) たかさご(開宴)

- (4) 新郎新婦酌、
- (5) 来賓来客祝詞
- (6) 紅白の祝餅配布、
- (7) 来賓総代乾杯

お目出度う、お目出度う 突■

○更生に依る婚礼式費用、

- (1) 神社、寺院供物料 金三■
 - (2) 神酒、(祝宴酒共) 金四■
 - (3) 配膳老人前(七十■) 金弐(?) 拾壱円
 - (4) 式服損料 金壹円
 - (5) 茶及茶菓子料 金弐(?) 円
 - (6) 紅白祝餅代 金拾五円
 - (7) 社務所御礼 金五円
 - (8) 御道具御礼 金弐(?) 円
 - (9) 礼官御礼 金参円
 - (10) 諸雑費 金四円
- 合計六拾■

○結納費用は式服用の場合五拾円以内にとすること、

○里帰り廻礼は翌日(縁起休業日)に済し直に職責に従事すること、

○葬儀更生事項、

- (1) 葬儀の式は途中行列を廃止すること、
- (2) 葬式の時刻と会葬時刻は確守すること、
- (3) 葬式前後の膳立及飲食は之を廃止すること
- (4) 通夜には通夜菓子と茶菓に止めること、
- (5) 特に宿泊を要する親戚には簡単に仕度をする事、
- (6) 墓地に参る穴掘手傳者には酒一升到止めること

- (7) 手傳人多きときは遠慮し、手傳人は凡て握り御飯を以て間に合すこと、
- (8) 葬式用服装も町村備付用を借ること、
- (9) 香典は親密に依り違いあるも五拾■以内とすること
- (10) 供花は一■を普通とし自然花を之に配すること、
- (11) 會葬は努めて行ひ義理を盡すこと、

○葬儀費用、

- (1) 棺桶代 金五円
 - (2) 白木綿(白札)代 金貳円
 - (3) 花代 金六円
 - (4) 靈前供物代 金貳円
 - (5) 位牌 ■品共 金貳円
 - (6) 讀教(ママ)御札 金貳円
 - (7) 僧侶御札(二名分) 金六円
 - (8) 法事菓子代 金拾五円
 - (9) 食料物代 金五円
 - (10) 酒三升 金四円
 - (11) 諸雑費 金六円
- 合計 五拾五円

○歡送迎會

- (1) 町内官公衛学校職員送迎會は一菜一瓶を以て行ふこと、
- (2) 入營兵祝宴會には此外旗(手旗)を準備し、兵營又は最近停車場まで身(ママ)送りをなすこと、
- (3) 入營兵に対しては一般町民■合は町■まで送り学校児童をも町■まで送らしむること、

○祭典

- (1) 氏子祭典日には特に招待する客仕度を廃すること、
- (2) 祭礼当日の外後先の仕度の為め業を休まぬこと、

○湯治見舞、

- (1) 酒肴物に依る見舞を廃止し、見舞の書幹文通信文を以て眞意を述ぶること、
- (2) 全快帰宅後は名刺を以て廻礼すること、

○病氣全快祝、

- (1) 病氣全快祝を廃止すること、
- (2) 物品見舞を受けたる人に対しては全快■■を廻しに止むること、

○秋餅祝、

- (1) 秋餅として他人を招待するを廃止すること、
- (2) 秋餅を遠方に送り届くる餅廻之を廃止すること

◎昭和八年度實施事項、

一、自力更生座談會

- (1) 會場・・・・・・・・町役場樓上、
- (2) 回数・・・・・・・・年四季四回、
- (3) 出席者・・・・・・・・町内団体代表一名■、
- (4) 開會時刻・・・・・・・・自■後六時至■九時
- (5) 開會通知・・・・・・・・開會三日前役場より通知、
- (6) 更生委員會書記に於て要点記録保官すること、

二、集會時間勵行、

- (1) 通知又は案内時刻十分経過開會のこと、
- (2) 時刻に後れたる人は■■■■の言譯を云はぬこと、
- (3) 祝儀等の場合の時分使■■之を廢止すること、

三、團體宴會の更生

- (1) 團體宴會には凡て一菜に一瓶(二合入)主義とすること、
- (2) 適當時刻に代表者乾杯の音頭をとり開會すること
- (3) 青年團總會等の場合には茶菓を用ふること、

四、油川町名勝古蹟の宣傳、

- (1) 名勝野木和公園と青森飛行場を廣区知らしむる為めに青森驛ヤード、新城ヤードに地図に現はした立ペラを揚げしめ鉄道と交渉して名勝案内に入らしむること
- (2) 町の両端に立ペラを揚げ野木和公園と飛行場を明かにすること

五、更生運動普及通俗講演會

- (1) 自力更生趣旨徹底の目的を以て通俗講演會を開會すること、
- (2) 通俗講演會を催し講演會を施行すること、

六、パンフレット宣傳、

- (1) 更生實行事項をパンフレット(ママ)に篇纂し町民に頒布すること、
- (2) 更生事の実施策を刷り其都度更生委員書記の手元より配布すること、
- (3) 更生委員會に於て決定し實行はせんとするものは騰寫刷にして各戸に配布すること、